

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し（平成 29 年度）

平成 29 年 10 月
神 戸 市

特定事業の名称	期 間	概 要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
市営桜の宮住宅 建替事業（2期）	事業契約締結日（平成 30 年末頃（予定））から平成 37 年 12 月頃（予定） ただし、余剰地活用業務については、市営住宅の供用開始時期又は用地の所有権移転完了後 5 年以内（予定）	事業者は、以下の市営住宅整備業務及び余剰地活用業務を実施する。 ・市営住宅建替業務 ・入居者移転支援業務 ・余剰地活用業務（付帯事業）	兵庫県神戸市	平成 29 年 11 月 下旬頃（予定）

※ この見通しは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律 117 号）第 15 条第 1 項の規定により、実施方針の策定の見通しについて公表します。